第3回 上手な医療のかかり方を広めるための懇談会	参考	
平成30年11月12日	資料3	

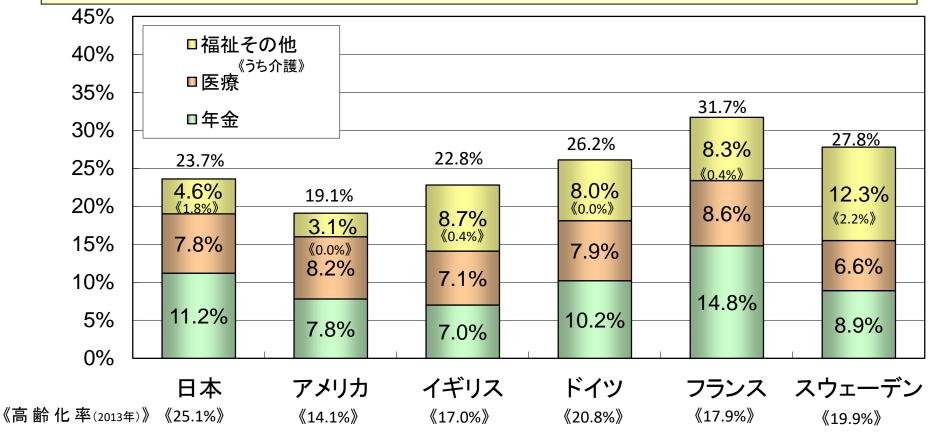
社会保障制度等の国際比較について

主要国の医療保障制度の給付内容及び自己負担の概要

				1	
	日本	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ
	社会保険方式 ※国民皆保険	社会保険方式 ※国民の約87%が加入。	社会保険方式	税方式による国営の国民保健 サービス(NHS)	メディケア・メディケイド
制度類型	※職域保険及び地域保険	※国氏の約87%が加入。 ※被用者は職域もしくは地域ごと に公的医療保険に加入。一定 所得以上の被用者、自営業者、 公務員等は強制適用ではない。 ※強制適用の対象でない者に対 しては民間医療保険への加入 が義務付けられており、事実上 の国民皆保険。	※国民皆保険 ※職域ごとに被用者制度、非被用 者制度(自営業者)等に加入。	※全居住者を対象	※メディケア:65歳以上の高齢者 及び障害者等を対象 メディケイド:一定の条件を満た す低所得者を対象 ※2014 年から医療保険の加入が 原則義務化。現役世代は民間保 険が中心(67.2%)で、無保険者は 9.1%(2016年) ※2015年から企業に対し医療保険 の提供をすることが原則義務化。
内給容付	外来診療、入院診療、調剤、歯 科診療等の医療サービス	外来診療、入院診療、調剤、歯科 診療等の医療サービスのほか、 一定の検診等の予防給付、医療 リハビリテーション	外来診療、入院診療、調剤、歯 科診療等の医療サービス	予防医療、リハビリ、地域保健 を含めた包括的な保健医療 サービス	入院医療、ナーシング・ホーム サービス、ホスピスケア、在宅医 療等の医療サービス
自己負担	自己負担:3割 ・義務教育就学前:2割 ・70歳~74歳:2割 現役並み所得者は3割 平成26年4月以降に新たに70歳になる者は2割 同年3月末までに既に70歳に達している者は1割 ・75歳以上:1割 現役並み所得者は3割 高額療養費制度: 年齢・所得に応じた自己負担 限度額がある。	 ・外来:なし ・入院:1日につき10ユーロ (年28日を限度) ・薬剤:10%定率負担 (上限10ユーロ、下限5ユーロ) 負担上限額: ・一般患者:年間所得の2% ・慢性疾患患者:年間所得の1%(予防検診受診又は疾病管理プログラム参加が要件) 	・外来:30% ・入院:20% ・薬剤:35% ※抗がん剤等の代替薬のない高額な医薬品0%、抗生物質など著しい効果の認められる薬剤35%、胃薬等70%、有用性の低い薬剤85%、ビタミン剤や強壮剤100% ※償還制であり、一旦窓口で全額を支払う必要あり(入院等の場合は現物給付)。 ※公的医療保険による自己負担分を補填するため、共済組合等による補足的医療保険(基本的に対保険者の収入に応じて保険料が設定され、低所得者は税財源により無拠出で加入できる等、公的な側面を有する仕組み)が普及している。	原則自己負担なし ※外来処方薬については1処方当 たり定額負担(8.40ポンド(2016))、 歯科治療については3種類の定 額負担あり。 なお、高齢者、低所得者、妊婦 等については免除があり、薬剤に ついては免除者が多い。	

社会保障給付の部門別の国際的な比較(対GDP比)

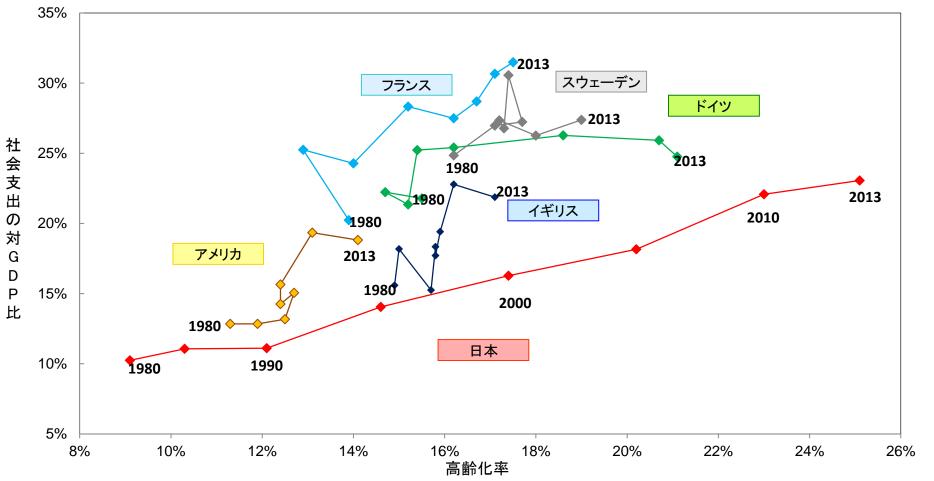
- 〇 我が国の社会保障給付の規模を部門別に比較すると、
 - ・年金 米英を上回るが、仏をやや下回る規模
 - ・医療 米国や欧州諸国を概ね下回る規模
 - ・その他の給付 米国を上回るが、欧州諸国をかなり下回る規模 となっている



(注)OECD: "Social Expenditure Database"等に基づき、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室で算出したもの。いずれも2013年。 OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(公的住宅費用、施設整備費等)も計上されている。 高齢化率は OECD: Elderly population (indicator)

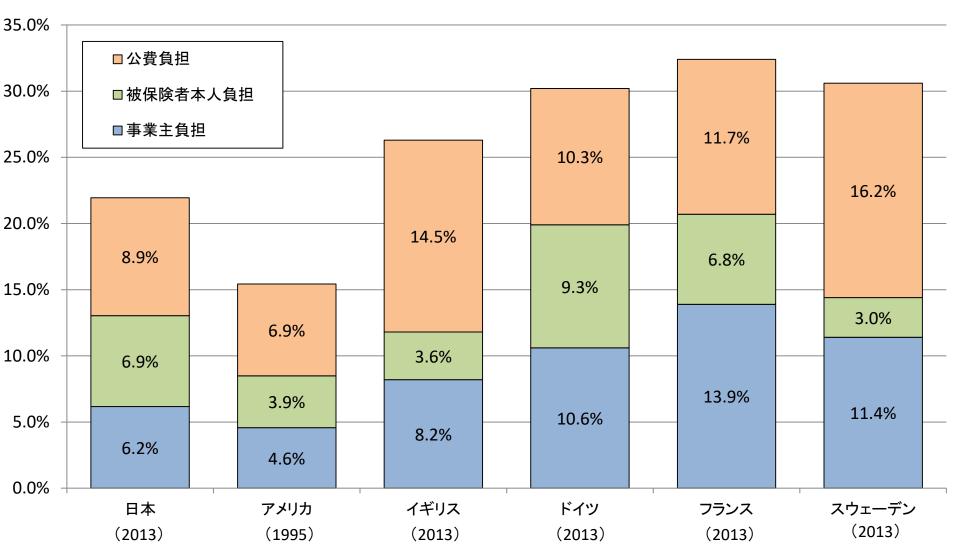
高齢化率と社会保障の給付規模の国際比較

- 〇 日本は1980年から2013年までの33年間で高齢化率は約16%上昇しており、社会支出の対GDP比も約 13%程度増加している。一方、フランスは30%を超えている。
- イギリス・アメリカなどは、高齢化率はさほど大きく変わらないものの、その社会支出の対GDP比は 6~7%程度上昇している。



出典: OECD(2016): Social Expenditure Database、OECD Health Statistics 2016より作成

社会保障財源の対GDP比の国際比較



(資料) 社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(日本)、「社会保障費国際比較基礎データ」(アメリカ)、Eurostat "European Social Statistics" (イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン)

救急業務概要①

	① 救急業務実施主体	② 患者搬送事業者等との住み分け等
ニューヨーク	ニューヨーク市消防局・ニューヨーク市消防局と 協定を締結した民間病院・民間救急会社及びボラ ンティア団体	ニューヨーク市消防局: 救急搬送及び患者搬送の一部 民間病院: 救急搬送及び患者搬送の一部 (2010 年時点で、25 の民間病院がニューヨーク市消防と緊急 搬送サービスの提供に関する協定を締結。) 民間救急会社及びボランティア団体: 患者搬送
ロンドン	ロンドン救急サービス(London Ambulance Service、NHS(National Health Service)所管) 病院、タクシー等	999 (救急電話) はLASが受け、病状、緊急度に応じて救急車を配送。LASは予約による病院間患者搬送も対応可能。その他、病院の患者搬送車や症状の軽い場合はタクシー等を利用。
ミュンヘン	ミュンヘン市の救助本部(Rettungszweckverband, RZV)が慈善団体(ボランティア団体、Hilfsdienst、赤十字含む5団体)及び民間企業(3社)に委託。	救助本部(Rettungszweckverband, RZV)が統合司令センター(ILS)を設け、すべての救急連絡を受付。救急内容・救急依頼場所から、最適な対応先(最適な車両を有し、適切な対応のできる最寄りの機関)を選択。
パリ	SMUR (救急機動組織 Services mobiles d'urgence et de réanimation) BSPP (パリ消防隊 Brigade des sapeurs-pompiers de Paris) 民間救急車 (2011 年には 118 の民間医療輸送会社 がある) 社会保険と契約を結んでいるタクシー	医療緊急度の高さに応じて、SMUR を利用するか、BSPP を利用するか、又は民間救急車等を利用するかといった、救助の手段や方法が調整されている。パリの SAMU (緊急医療援助組織 Service d'aide médicale d'urgence)の CRRA (通報受信調整センター Centre de réception et de régulation des appels) と BSPP の CTA (通報処理センター Centre de traitement de l'alerte)のコンピューター及び無線は相互接続されている。 SAMU はパリ市 (人口 2,240,621 人/2012 年) を管轄、BSPP はパリ市と周辺の 3 県 (オー・ド・セーヌ県、サン・ドニ県、ヴァル・ド・マルヌ県) (人口 6,707,612 人/2012 年) を管轄している。
シンガポール	シンガポール市民防衛庁(Singapore Civil Defense Force 以下「SCDF」) 民間搬送会社	S C D F: 救急搬送及び患者搬送の一部 民間搬送会社: 患者搬送

出典: 平成27年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書(平成28年3月 消防庁)

※救急搬送について国際比較する場合には、各国の医療制度との関連も理解したうえで解釈する必要がある。

救急業務概要②

	③ 搬送件数 (Emergency)	人口 1 0万 人あたり (2014)	④ 搬送件数(N on-Emerg ency)	人口 1 0 万人あた り(2014)	⑤ 搬送件数抑制のための取組
ニューヨ	2014年:約90万件	約1万人	把握していない	_	いくつかの取組 (詳細は不明) がなされてきたが、大きな成果を挙げるに至っていない。
ロンドン	2004年度: 207, 106件 2009年度: 328, 616件 2014年度: 551, 831件	約 6,500 人	2004年度:620,309件 2009年度:696,750件 2014年度:535,258件	約 6,300 人	LAS は 'Use us wisely' キャンペーンを展開、ロンドン内の 50 以上の新聞 (週刊誌) に掲載。2008 年には地下鉄駅で、6 月上旬の 2 週間展開した。また、BBCのロンドンニュース (TV) を通じた広報も行った (2010 年)。内容は、真に急を要する救急搬送にできる限り早く対応するため、不要不急の救急電話を減らすことを呼びかけるもの。また、ツイッターでも折に触れて呼びかけを行っている。
ミュンヘン	2014年 10,433 救急車出動件数(専門 医師乗車) 26,656 救急対応車出動件数 2,031 集中治療患者搬送件数	約 2,000 人	2014年 59,764 患者搬送 件数	約 3,300 人	枚急搬送件数抑制 のための特別な取り組みは見当たらなかった。
	2014年 166,817 救急電話件数 1,028 「パトロール救急車」 (医師乗車で巡回している車両) による対応件数				
パリ	SMUR 搬送件数 約 600 人 2004:28,883 2009:31,410 2014:13,755 (人口は2012年)			・通信センターである CRRA 及び CTA において、患者の状態に応じて、 民間救急車等による搬送措置をとる。 ・公共施設や市庁舎における掲示、パンフレットの配布、屋外パネ ルなどを通じて緊急番号の乱用に対する防止活動を実施。	
	BSPP 搬送件数 2004:280,815 2008:342,546 2013:387,289 約 5,800 人 (人口は2012年)				
シンガポール	(SCDF のみ) 2004:73,915 人 2009:113,284 人 2014:148,546 人	約 2,700 人	(SCDF のみ) 2004:6,233 人 2009:2,316 人 2014:4,406 人	約80人	SCDF は展示会の開催、ポスターやリーフレットの配布などにより啓発活動を行っている。例えば市民イベントでは、どのような場合が救急搬送であるかなど、パネルを使用して説明したり、総合病院や病院の緊急医療担当課などにポスターやリーフレットを設置してもらうなどの対応を行っている。

出典:平成27年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書(平成28年3月 消防庁)

※救急搬送について国際比較する場合には、各国の医療制度との関連も理解したうえで解釈する必要がある。

料金徴収の有無とその仕組み

	① 料金徴収 の有無	② 料金形態	③ 徴収対象者と徴収先
ニューヨーク	有	【ニューヨーク消防局による搬送の場合】 患者搬送(牧命士 (パラメディック) 無し) 84,000 円 救急搬送①(牧命士乗車) 143,000 円 救急搬送②(牧命士乗車) 155,000 円 ※ 救急入電時に判断(コールトリアージ) 追加料金 病院までの搬送距離 約1,000 円/km 酸素投与 約7,000 円 【民間医療機関による搬送の場合】 患者搬送・救急搬送費:24,000 円以上 (1ドル=120 円で計算)	搬送した全ての人 直接請求・民間保険中心 (低所得者・高齢者は公的保険あり)
ロンドン	無	_	
ミュンヘン	有	医師の指示による緊急の場合は病院搬送費用はかからない。医師処方のある場合、通常は搬送費用の10%負担、最低5ユーロ、上限10ユーロ。医師の処方のない場合、搬送内容(車両、治療方法など)により異なるが、おおむね100~600ユーロ	搬送された患者への直接徴収はなく、個人保険会社または公的保険 会社から徴収される。
パリ	2012 年のパリの SMUR の料金は、30 分で 335 ユーロとなっている。 パリの SMUR の料金については、イル・ド・フランスの ARS (地域保健機関 Agence régionale de santé) が決定している。 (BSPP による搬送は無料)		SMUR が搬送した人全てから、社会保険及び任意保険で支払い SMUR の支払額の 65%は社会保険から支払われるため、患者は残りの 35%を支払う必要がある。ただし、任意保険加入者は任意保険から支払われるため、負担は発生しない。一方、任意保険非加入者であっても、患者の状態(重病、妊婦など)により、もしくは救急搬送された後に入院し、かつ 120 ユーロを超える医療行為を受けた場合には社会保険が残りの 35%も支払う。
シンガポール	有	救急搬送 無料 患者搬送(SCDF) 約 25,000 円 患者搬送(民間) 約 4,500 円~約 13,500 円 (ケースによって異なる) (シンガポールドル 1 ドル=90 円で計算)	緊急と判断された場合は無料、そうでない場合は有料 ※緊急性の有無の最終的な判断は、搬送先医療機関の医師の評価に 基づいて行われる。

出典:平成27年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書(平成28年3月 消防庁)

※救急搬送について国際比較する場合には、各国の医療制度との関連も理解したうえで解釈する必要がある。

救急業務の一部有料化に関する論点

〇 救急業務の一部有料化について、自由記述方式で消防本部の意見を聴取した。その結果、生活困窮者等が救急要請を躊躇するのではないか、有料・無料の区別・判断が難しい、傷病者とのトラブルが増加するのではないか、料金徴収等に係る事務的負担が増加するのではないかなど、多くの本部から、一部有料化を導入した場合の様々な懸念事項が挙げられた。

〇仮に救急業務の一部有料化を導入しようとする際には、料金徴収の対象者の範囲をどうするか、対象者の決定には医師による判断が必要ではないか、料金の額や徴収方法をどうするか等、多くの課題について、国民的な議論の下で検討し、そのコンセンサスを得なければならない。

〇救急業務の一部有料化については、引き続き慎重な議論が必要である。

出典: 平成27年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書(平成28年3月 消防庁)